在留資格「特定技能」について①~創設後の推移~



2019年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

農業、介護、建設、宿泊、造船を始めとする**14分野**で受入れが開始されています。

「特定技能」の在留資格者の 人数は、当初の見込みと比べ て低調となっており、大半が 技能実習生の在留資格の切り 替えによるものとなっていま す。 ○特定技能1号:特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする

技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

○**特定技能2号**:特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する

外国人向けの在留資格

「特定技能」の在留資格者は、5年間で最大34万人余り、初年度で最大4万人余りが見込まれていましたが、3年目の2022年3月末現在で64,730人、愛知県では6,066人(全国第1位)でした。

■特定産業分野別 特定技能1号の在留外国人数【全国・愛知県】(2022年3月末現在※速報値)

	総数	介護分野	ビルク リーニ グ分里	ニン 業	分野	産業機械 製造業分 野	電気・電子 情報関連産 業分野	建設分野
全 国	64,730 (22,567)	7,019 (1,705)		339 ²⁸¹⁾	3,928 (1,669)	6,021 (1,937)	3,258 (994)	6,360 (2,116)
愛知県	6,066 (2,027)	575 (154)		35 (15)	877 (375)	800 (272)	529 (155)	603 (153)
		_						
	造船・船 用工業分 野	自動車 整備分 野	航空 分野	宿泊 分野	農業 分野	漁業 分野	飲食料品 製造業分 野	外食産 業分野
全国	用工業分	整備分			分野	分野 718	製造業分	

※下段括弧書きは、2021年3月末現在の人数。

出典:出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」

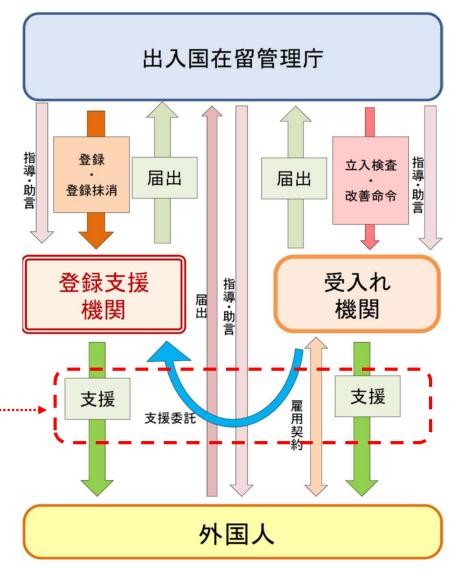
在留資格「特定技能」について②



- ○受入企業(受入機関)が特定技能外国人を雇用する場合、 職業生活、日常生活、社会生活上の支援計画を作成し、支 援を行わなければなりません。
- ○この支援については、出入国在留管理庁の登録を受けた 「登録支援機関」に、全部又は一部を委託することもでき ます。
- ※登録支援機関の登録件数:全国で7,129件 (2022年6月24日現在) 愛知県内に所在地がある「支援を行う事務所」の数:788事務所 (出典:出入国在留管理庁公表「登録支援機関登録簿」)
- ○愛知県では、新たに来日した外国人に対し、生活支援等を 円滑に実施するサポートツールとして役立てていただくた め、「早期適応研修」のカリキュラムや、研修で使用する 教材、指導者マニュアルを2019年度に全国に先駆けて作成 しました。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/soukitekioucurriculum.html

是非、御活用ください。



出典:出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組」

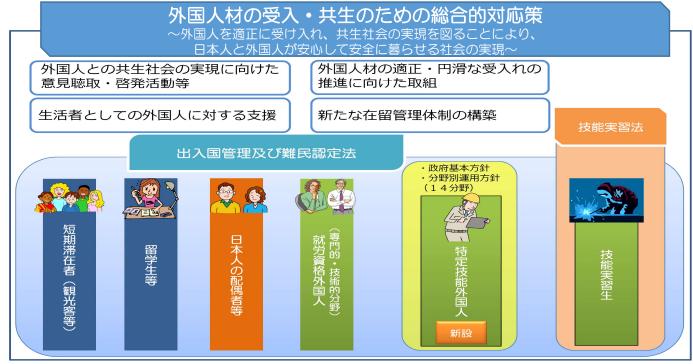
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策



トピックス

国は、「新たな在留資格」の創設(2019年4月施行)を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、2018年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。
【126施策】

これは、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。



出典:出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組 | を一部修正

- ○新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入環境をさらに充実させる観点から、2020年7月に「総合的対応策」を改訂しました。【191施策】
- ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から、2021年6月に「総合的対応策」を改訂しました。【197施策】
- ○受け入れた外国人に対する受け入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生 社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ、**2022年6月に改訂**しました。【**218施策**】

【参考】外国人との共生社会実現に向けたロードマップ



政府は、わが国の目指すべき共生社会の ビジョンの実現に向けて、令和8年度 (2026年度)までを対象期間とした、中 長期的な課題及び具体的施策を示す、

「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」を令和4年6月に策定しました。その中で、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

ロードマップでは、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョン及び取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、目標の実現に向けた取組を掲載しています。

目指すべき外国人との共生社会のビジョン (3つのビジョン)

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる 一員として外国人が包摂され、全て の人が安全に安心して暮らすことが できる社会

多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全 ての人が社会に参加し、能力を最大 限に発揮できる、多様性に富んだ活 力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互 いに個人の尊厳と人権を尊重し、 差別や偏見なく暮らすことができ る社会

取り組むべき中長期的な課題(4つの重点事項)

- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
- 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

毎年、有識者による進捗確認及び、必要に応じた施策の見直しを行うこととされています。 また、ロードマップに掲載されている施策については、総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示することとしています。

出典:出入国在留管理庁「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」(概要)を一部抜粋・修正